平成２３年（再イ）第１５３号
京都市西京区牛ケ瀬堂田町74番地
再生債務者　小野　正雄
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月28日まで
平成25年10月31日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第６５号
京都市伏見区醍醐槇ノ内町28番地の138
再生債務者　里　　好乃
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月28日まで
平成25年10月31日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第３８号
北九州市八幡西区星ケ丘２丁目３番７号
再生債務者　三重野　洋
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月20日まで
平成25年10月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第６号
鳥取県米子市尾高922番地３　ピュアレジデンスＡ203、住民票上の住所鳥取県境港市東本町97番地
再生債務者　宮下　昌親
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月２日まで
平成25年10月31日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再イ）第１７号
青森市大字大野字山下33番地６
再生債務者　工藤　和也
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月28日まで
平成25年10月31日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第４号
青森県三沢市深谷２丁目73番地５号
再生債務者　谷坂　三生
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月２日まで
平成25年10月31日
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（再イ）第２０号
神戸市西区押部谷町福住12番地の２
再生債務者　安田炳善こと　安田　晟良
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月２日まで
平成25年10月31日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第７号
大阪府泉佐野市鶴原1452番地の11
再生債務者　吉谷　公明
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月２日から平成25年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１００８７号
東京都清瀬市旭が丘４―740―９
再生債務者　小手川英二
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月10日から平成26年１月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００４７号
東京都葛飾区金町３―30―９
再生債務者　永井　勝也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月13日まで
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号
福岡県京都郡苅田町与原2270　白石ユースハウスＢ204北
再生債務者　内田　伸也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月21日まで
平成25年10月31日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００３２号
神奈川県藤沢市大鋸983―３
再生債務者　村尾　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００４２号
千葉県千葉市緑区おゆみ野４―１―16　グランメールＢ棟101号
再生債務者　中嶋　崇士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１号
鹿児島県阿久根市塩鶴町２丁目51番地　市営鶴見タウンＣ棟302号
再生債務者　小牟田真也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月31日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
神奈川県横須賀市太田和１丁目25番14号
再生債務者　前田　竜也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月31日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（再ロ）第２号
岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第18地割９番地２
再生債務者　佐々木博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月31日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再ロ）第３号
神奈川県厚木市妻田南１丁目２番40号
再生債務者　安達　和年
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月31日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係